

佐渡市立両津病院 面会規程

(目的)

第1条 本規程は入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに治療療養意欲向上等を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会運用)

第3条 当院における患者への面会は下記に掲げる運用とする。

1 面会時間

午前11時から正午、午後3時から7時

ただし診療や看護ケアその他の事情により、病棟職員の判断で面会時間を調整することがある。

2 面会人数および回数

(1) 面会人数は、1患者につき1回2名までとする。

(2) 面会回数は、面会者1名につき1日1回までとする。同一の面会者が同日に複数回面会することはできない。ただし、主治医または病棟職員が必要と判断した場合はこの限りではない。

3 面会者

(1) 面会者は、原則として家族、近親者またはキーパーソンとする。

(2) 年齢制限は設けないが、サージカルマスクを適切に着用できる者に限る。

4 面会場所

患者の病室内もしくは面会室とする。

5 面会手順

(1) 面会者は、病棟スタッフステーションカウンターにて面会名簿を記入する。

面会名簿記載内容：訪問時間、患者氏名、面会者氏名全員、続柄

(2) 病棟職員は、面会名簿の内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。

6 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

(1) 面会前後に手指衛生を実施すること。

(2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること。

(3) 患者の感染症の状況により、N95 マスク、ビニールエプロン、ゴーグル等の個人防護具を着用すること。着脱方法については職員の指示に従うものとする。

(面会における留意事項について)

第4条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 面会を控える場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱、咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) 面会者が酒気を帯びている場合
- (4) 大声を出すなど他の患者への迷惑行為がある場合
- (5) その他、病棟職員が面会を控える必要があると判断した場合

2 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病室内での飲食、飲酒、喫煙
- (2) 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音およびSNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) お見舞い等の金銭の持ち込み
- (7) 病院職員の指示に従わない行為

病院は、面会者が規程に違反、またはその恐れがあると認めた時は面会を中止することができる。

(面会制限)

第5条 患者の感染症、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合は面会を制限することがある。なお、面会制限は必要最小限とする。

(面会の特例)

第6条 次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合

(周知方法)

第7条 本規程の内容は、院内掲示等を通じて患者および家族へ周知する。

(感染症流行時等の対応)

第8条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院

内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、感染対策委員会の判断により決定する。詳細は別紙のとおりとする。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

(規程の見直し)

第9条 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、定期的に見直しを行うものとする。

本規程は 2026 年 6 月 1 日より施行する。